

**第 55 期 第 2 回 熊本地方最低賃金審議会（令和 7 年度第 2 回）**  
**議 事 録**

- 1 日 時 令和 7 年 7 月 15 日（火） 10 時 00 分～12 時 00 分  
2 場 所 熊本地方合同庁舎 A 棟 10 階 熊本労働局大会議室  
3 出席者

（公益代表委員） 泉委員、倉田委員、諏佐委員、本田委員

（労働者代表委員） 齊藤委員、西委員、花岡委員、山本委員

（使用者代表委員） 岩永委員、浦田委員、原山委員、山下委員

（熊本労働局） 金谷労働局長

【事務局】 斉藤労働基準部長、清水賃金室長、佐藤室長補佐、中野専門監督官、堀田専門監督官

4 議 題

【熊本県（地域別）最低賃金】

- （1）熊本県（地域別）最低賃金改正決定の諮問について
- （2）熊本県最低賃金専門部会の委員任命の推薦公示及び関係者からの意見聴取の公示について
- （3）最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の運用について
- （4）関係機関からの意見聴取について
  - ア 熊本県内の経済情勢等について（九州財務局）
  - イ 適正な価格転嫁の実現に向けた公正取引委員会の取組（公正取引委員会事務局 九州事務所）

【熊本県特定（産業別）最低賃金】

- （5）熊本県特定（産業別）最低賃金改正の申出について
- （6）熊本県特定（産業別）賃金改正決定の必要性の有無の諮問について
- （7）運営小委員会について
- （8）その他

5 議事内容

補佐

ただ今から、第 55 期第 2 回（令和 7 年度第 2 回）熊本地方最低賃金審議会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、お忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。

まずは、定足数の報告をさせていただきます。本日の委員の御出席は、公益代表委員 4 名、労働者代表委員 4 名、使用者代表委員 4 名で、委員総数 15 名中 12 名の委員に御出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項、委員の 3 分の 2 以上又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員の各 3 分の 1 以上の出席の定足数を満たしており、本審議が有効に成立していることを御報告申し上げます。

続きまして、公開についてです。熊本地方最低賃金審議会運営規定第6条第1項により、本審議会は原則として公開することとなっております。本日は4社の報道機関から取材及び傍聴にお見えですので御報告いたします。

次に、議事に入ります前に、7月8日付けで労働局長の人事異動がありましたので御紹介いたします。

金谷労働局長です。

労働局長から一言挨拶をさせていただきます。局長、お願いします。

局長

ただいま紹介いただきました金谷でございます。7月8日付けで熊本労働局長を拝命いたしました。着任してまだ一週間ということで、まだ間もない状況でございますが、その中でこうやって最低賃金改正の議論に参加することになりました。正直、まだ私自身緊張している部分もございますが、倉田会長をはじめ、委員の皆様方の御指導いただきながら、熊本県最低賃金の改正について円滑に進めていきたいと考えております。是非とも御協力よろしくお願ひ申し上げます。

補佐

ありがとうございました。

それでは、議事の進行を倉田会長にお願いしたいと思ひます。

会長よろしくお願ひします。

会長

皆様、おはようございます。

それでは早速、議事に入ります。本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

まずは、審議に入ります前に、本日の資料につきまして事務局から御説明をお願ひいたします。

室長

本日の資料について御確認ください。青いインデックスのものが今回の資料になります。資料1-1から6-2までと、参考資料として①、②をつけておりますので御確認ください。

よろしいでしょうか。不足がある方は後ほどでも結構ですので、お申し出願ひします。資料の確認は以上となります。

会長

ありがとうございました。それでは議事に入ります。

本日の審議会は、8つの議題を予定しております。最初の議題は「(1)熊本県(地域別)最低賃金改正決定の諮問について」です。

本日は、熊本労働局長から当審議会に対しまして、熊本県最低賃金の改正決定についての諮問を行うと聞いております。

局長、よろしくお願ひいたします。

局長

それでは熊本県最低賃金の改正決定について諮問させていただきます。

熊労発基 0715 第 4 号  
令和 7 年 7 月 15 日

熊本地方最低賃金審議会  
会 長 倉田 賀世 殿

熊本労働局長 金谷 雅也

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づく、熊本県最低賃金（昭和 55 年熊本労働基準局最低賃金公示第 1 号）の改正決定に関して、最低賃金法第 10 条第 1 項の規定に基づき、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2025（同日閣議決定）」に配慮した、貴会の調査審議を求める。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

（局長より会長へ諮問文手交）

会長

ただ今、局長から諮問を受け取りました。

諮問された「諮問文」の写しを、委員の皆様方の御手元にお配りいたしますので、御確認をお願いいたします。

御確認いただきましたでしょうか。

それでは、当審議会に対して局長から諮問を受けましたので、これから先、調査審議を始めていくこととなります。委員の皆様には御苦勞をおかけしますが、真摯な御審議をどうぞよろしくお願い申し上げます。

審議に先立ちまして、金谷労働局長に御挨拶いただきます。

局長、よろしくお願いいたします。

局長

改めまして、局長の金谷でございます。

本日は委員の皆様方、御多忙の中本審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいま、倉田会長に令和 7 年度の熊本県の最低賃金の改正につきまして諮問をさせていただきました。先週 11 日には、福岡厚生労働大臣から、中央最低賃金審議会に対しまして、令和 7 年度地域別最低賃金額改定の目安について諮問がなされ、今年度の目安の調査審議が中央でも始まったところでございます。

委員の皆様におかれてはすでに御承知のことと、釈迦に説法ではございますが、最低賃金法の目的を改めて申し上げますと、最低賃金法では「賃金の低廉な労働者につ

いて、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」と定められています。この「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障すること」、これが「地域別最低賃金」でございます。当県では「熊本県最低賃金」となっているところでございます。

今、申し上げました最低賃金法の目的の下、委員の皆様におかれては、本年度の「熊本県最低賃金」の改正につきまして、今後中央最低賃金審議会から示されます目安を参考にしつつ、県内における物価の状況、今年の賃上げの状況、企業の業況など法定3要素を十分に勘案して御審議をいただくこととなります。その際に併せまして、政府方針にも御配慮をいただければ幸いです。

調査審議が結審し、答申をいただくまで、委員の皆様には大変御負担をお掛けしますが、審議が尽くせますよう、事務局である労働局におきましても鋭意努力してまいりたいと思います。以上を申し上げます、私からの御挨拶とさせていただきます。

何卒、よろしくお願い申し上げます。

補佐

それではカメラ撮りは一旦ここまでとさせていただきます。本日はもう一つ諮問がございますので、後ほどお声掛けさせていただきます。

会長

局長、ありがとうございました。

それでは、議題2の「熊本県最低賃金専門部会の委員任命の推薦公示及び関係者からの意見聴取の公示について」に入ります。資料1-1を御覧ください。

最低賃金法第25条第2項では、「最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。」とされていますので、最低賃金専門部会を設置し、調査審議を行うことといたします。

調査審議を行うにあたり、まずは委員の選出についてですが、同法第25条第3項に、委員に関する規定があります。また、同条第5項に調査審議のための関係労使からの意見聴取の規定が定められており、それぞれ公示が必要となります。

事務局から説明をお願いします。

室長

資料1-1の関係条文を御覧ください。最低賃金専門部会委員については、最低賃金審議会令第6条第1項で、専門部会の委員の数は9人以内とするとあります。同条第3項で、公益代表、労働者代表、使用者代表の委員の数は各同数とするとあります。第1回審議会で配付しております資料2-3「熊本地方最低賃金審議会 最低賃金専門部会運営規程」第3条で、専門部会の委員の数は「9人」とするとありますので、公益代表、労働者代表、使用者代表の委員の各3名で構成することとなります。

委員の任命については、最低賃金審議会令第6条第4項において、第3条の規定は、地方最低賃金審議会に置かれる専門部会の委員の任命について準用するとあります。同令第3条1項では、「労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員を任命しようとするときは、関係労働組合又は関係使用者団体に対し、相当の期間を定めて、候補者の推薦を求めなければならない」とされております。そこで、本日の審議会終了

後から、7月29日（火）までの期間、熊本地方合同庁舎の掲示板及び熊本労働局のホームページに、熊本県最低賃金専門部会委員候補者の推薦に関する公示を行います。

双方からの、推薦を受けまして、熊本県最低賃金専門部会の委員を任命いたしますので、関係労使の方は速やかな推薦手続の御協力をよろしくお願い申し上げます。

続きまして、関係者からの意見聴取についてですが、最低賃金法第25条第5項及び最低賃金法施行規則第11条第1項に規定されております。

最低賃金法第25条第5項では「最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、（省略）関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする。」とあり、また、最低賃金法施行規則第11条第1項では「都道府県労働局長は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について地方最低賃金審議会の調査審議を求めた場合には、遅滞なく、最低賃金審議会が法第25条第5項の規定により当該事案について関係労働者及び関係使用者の意見を聴く旨並びに意見を述べようとする関係労働者及び関係使用者は一定の期日までに最低賃金審議会に意見書を提出すべき旨を公示するものとする。」とあります。

この規定に基づきまして、本日の審議会終了後から7月29日（火）まで、熊本地方合同庁舎の掲示板及び熊本労働局のホームページに、関係者からの意見聴取に関する公示を行う予定としております。

関係者からの意見聴取を予定されている方は、期限の厳守をお願い申し上げます。  
事務局からは以上です。

会長

ただ今の説明につきまして、何か御質問などございますでしょうか。

ないようでしたら、関係労使の方は、速やかな御対応をお願い申し上げます。

続きまして、議題の3番目「最低賃金審議会令第6条第5項の運用について」です。  
事務局から説明をお願いします。

室長

「最低賃金審議会令第6条第5項の適用について」御説明させていただきます。

資料1-2「最低賃金審議会令第6条第5項の適用決議について（案）」を御覧ください。最低賃金審議会令第6条第5項では「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる」と規定されています。専門部会で全会一致とならなかった議決については、本審でさらなる審議を行う余地があることから、同項の運用にあたっては、原則として専門部会の決議が全会一致で行われる場合に限ることとし、本審議会では「専門部会での全会一致の場合に審議会の議決とする」運用（案）としております。

専門部会で、全会一致とならず採決によった場合については、審議会本審に付議し議決する運用（案）としております。

最低賃金審議会令第6条第5項の規定の運用（案）について、御審議をお願いします。

会長

事務局の御説明につきまして、何か御質問などございますか。

よろしいですか。それでは確認になりますが、資料1-2にございますように、審議会令の第6条5項「あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって」の解釈、運用につきましては、例年どおり全会一致の場合はその決議を審議会の決議とし、そうでない場合は更に審議会に付議するという運用でよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし)

会長

ありがとうございます。

続きまして、議題の4の「関係者からの意見聴取について」です。事務局から御説明をお願いします。

室長

本日は、熊本県最低賃金の調査審議の参考とするため、最低賃金法第25条第6項の規定に基づき、九州財務局より秋月経済調査課長様、公正取引委員会事務総局九州事務所より下請課、柏木課長様にそれぞれお越しいただいておりますので、御紹介させていただきます。

九州財務局秋月経済調査課長です。

秋月経済調査課長

秋月でございます。

室長

公正取引委員会事務総局九州事務所下請課、柏木課長です。

柏木課長

柏木でございます。

室長

よろしく願いいたします。

事務局からは以上です。

会長

それでは、まず、熊本県の経済情勢等につきまして、九州財務局秋月経済調査課長から御説明をお願いいたします。資料につきましては資料2を御確認ください。

それでは、秋月経済調査課長よろしく願い申し上げます。

秋月経済調査課長

九州財務局の秋月でございます。よろしく願いいたします。

それでは資料1ページを御覧ください。はじめに、日本全体の経済情勢をお話しします。

景気に関する政府の公式見解である「月例経済報告」や日本銀行の景気判断などを記載しております。

左上の月例経済報告6月の景気判断は、「景気は、緩やかに回復しているが、米国の通商政策等による不透明感がみられる」として、前月の判断を維持しています。これは、雇用や所得環境の改善が続く中で個人消費に持ち直しの動きがみられることや、上場企業などを中心に企業収益が改善しており、設備投資にも持ち直しの動きがみられることなどを踏まえたものです。また、先行きについては、高水準が続く賃上げや各種経済対策が緩やかな景気回復を下支えすると期待される一方で、米国関税や物価上昇の継続による消費者マインドへの影響などが景気を下押しするリスクになっている、としています。

右側の日銀の景気判断や財務局全局の経済情勢判断も「緩やかに回復」としており、同様の判断となっています。

資料2ページを御覧ください。ここから熊本県内の経済状況を御説明します。

財務局では、四半期ごとに、経済情勢を取りまとめて公表しています。これは4月の熊本県内経済情勢報告の概要です。財務省では、個人消費、生産活動、雇用情勢の4項目に重点を置いて判断を行っています。

4月判断においては、個人消費は「物価上昇の影響がみられるものの、緩やかに回復している」、生産活動は「緩やかに持ち直している」、雇用情勢は「持ち直している」として、いずれも1月から判断を据え置いています。なお、住宅建設は「持ち直しのテンポが緩やかになっている」として、1月から下方修正しました。

これらを踏まえて、総括判断を「物価上昇の影響がみられるものの、緩やかに回復している」としております。この一年ほどは物価上昇が経済情勢に影響を与えながらも、緩やかに回復する状況が続いています。

現在、7月判断に向けて分析を行っておりますので、本日は4月判断とそれ以降に公表されたデータなどを使って、足下の状況を御説明させていただきます。

資料3ページを御覧ください。GDPの過半を占める個人消費についてみていきます。

4月判断では、経済指標や企業へのヒアリング結果などを踏まえて「物価上昇の影響がみられるものの緩やかに回復している」としています。

上段は、百貨店・スーパー販売額の全店ベースの前年比の推移です。熊本県は足下で前年を上回って推移しています。身近な食料品の価格が上がるなかで、特売日の売上げが好調となっており、より安価な商品で代替しようとする消費行動がみられています。一方で、各種催事などは好調で、普段は節約しながらもハレの日需要やプチ贅沢といったメリハリ消費がみられるほか、富裕層による高額品への消費も続いています。

また、下段のコンビニエンスストア販売額の全店ベースについても、足下では前年を上回って推移しています。客足や買上点数が前年割れするなか、お得感のある商品の投入などが売上げに貢献している、という声が聞かれるなど、物価上昇の影響がみられています。

資料4ページを御覧ください。サービス消費として宿泊者数をみてみます。

上段の「延べ宿泊者数」をみると、コロナ禍の減少から順調に回復しており、2023年以降はコロナ禍前の宿泊者数を上回っています。特に、外国人が増加しており、2024年は、外国人宿泊者数が過去最高となりました。TSMCの進出に伴って台湾で

熊本の認知度が高まっていることや、熊本空港の国際便の再開・増便などが背景にあると思われます。

下段は、外国人延べ宿泊者数の割合を国籍別にみたものです。熊本県では韓国や台湾が多く、2024年には台湾が3割以上と最も多くなりました。近隣のアジアからの宿泊者が多いという特徴があります。

資料5ページを御覧ください。もうひとつ個人消費のデータを御紹介します。

これはクレジット会社大手JCBの決済情報に基づいたデータをグラフ化したもので、コロナ禍前の2016年から2018年の3か年の平均値と比較した増減率の推移です。コロナ禍で大きく落ち込んだ旅行、宿泊、外食といったサービス支出が経済活動の正常化を背景として回復基調にあり、総合、財総合、サービス総合のいずれもコロナ禍前の水準を上回っています。物価上昇による単価アップが寄与している面もありますが、個人消費は緩やかな回復傾向が続いているとみられます。

資料6ページから7ページは、業態ごとのコメントとヒアリングで聞かれた主な声を御紹介しています。

詳細な御説明は省略させていただきますが、物価高の影響や消費者の節約志向に関する声が聞かれていますので、後ほど御覧ください。

資料8ページを御覧ください。次に生産活動についてみていきます。

4月判断では、経済指標や企業へのヒアリング結果などを踏まえて「緩やかに持ち直している」と判断しました。

鉱工業生産指数の推移をみますと、2020年春頃のパンデミックの影響やその後の半導体不足などにより工場の稼働が落ち込みました。そこから持ち直して推移しています。2022年に5GやEV関連で半導体製造装置の需要が急激に高まり、その後落ち着きがみられたものの、足下では各月で上下しながらも緩やかに持ち直しの動きが続いています。また、熊本県は全国よりも高い水準で推移していることが分かります。

なお、4月判断時には、米国の関税政策をめぐって製造業を中心に「影響を見極めている段階である」、「米国向けの売上げ減少を懸念する」という声が聞かれました。

資料9ページを御覧ください。熊本県内で生産されている主要4業種（+合計）の動きを、3か月移動平均でグラフ化したものです。

最もウエイトの高い汎用・生産用機械は、半導体製造装置や自動車製造装置などです。2024年上期は中国向けの最先端以外の半導体製造装置が大幅に増加したのち、下期は中国向けがピークアウトしながらも、指数は上昇しています。企業からは、「中国向けの半導体製造装置の需要は落ち着きがみられる一方で、台湾向けなどが増加していることから、生産台数は前年を上回っている」という声が聞かれました。半導体製造装置を中心に高水準を維持していると判断しています。

焼酎や食肉などの食料品等は、外食向け需要が堅調なこともあり、持ち直しつつあります。

電子部品・デバイスは、一部に弱さがみられますが、高付加価値製品を中心に高水準を維持しています。企業からは、「スマートフォン市場は緩やかな回復基調が継続している。引き続き高い生産水準となっており、高付加価値化により生産額は前年を上回っている」という声が聞かれました。

資料10ページは、主な4業種の4月末時点の特徴とヒアリング結果を記載したものです。前のページと同じ内容になりますので、説明を省略します。

資料11ページを御覧ください。雇用情勢についてみていきます。

労働局のデータや企業へのヒアリング結果などを踏まえ、4月判断では雇用情勢は、持ち直しているとしています。

グラフは2016年以降の有効求人倍率の推移です。有効求人倍率は求職者1人に対して何件の求人があるかを示すものです。熊本県はコロナ禍で落ち込んだのち、2021年以降は経済の正常化とともに改善が進みました。2023年以降は少しずつ低下し、足下では落ち着きがみられますが、直近5月の有効求人倍率は1.23倍と高い水準にあります。

資料12ページを御覧ください。新規求人数（原数値）は、2022年に半導体関連の求人が大きく伸び、2023年3月頃からはその反動で前年比マイナスとなることが多くなっています。指標はこのような動きですが、近年では求人媒体の多様化や各企業の省力化の取組など、雇用環境が変化していますので、企業等へのヒアリング結果も重要だと考えております。特徴的な動きを御覧いただくと、公的機関から「新規求人数は前年の反動や外国人の採用が進んでいることにより減少しているものの、引き続き堅調に推移している」といった声が聞かれています。

資料13ページを御覧ください。このグラフは、内閣府と財務省が四半期ごとに実施している法人企業景気予測調査の従業員数判断BSIの推移です。

従業員数判断BSIとは、現在の従業員数について、「不足気味」と回答した企業の構成比から「過剰気味」と回答した企業の構成比を引いた数値です。グラフのゼロ線より上にある場合は、「不足気味」と回答した企業が多いということになります。2008年9月のリーマンショック後に「過剰気味」に振れたものの、その後の景気回復とともに「不足気味」で推移しています。コロナ禍で一時的に人手不足感が緩和されましたが、その後の景気回復に伴い人手不足感が高いままになっています。

また、大企業に比べ、中小企業が上回って推移しており、中小企業の人手不足がより深刻な状況にあることが分かります。

なお、このグラフでは示していませんが、非製造業の人手不足感が高くなっています。

資料14ページを御覧ください。住宅建設についてみていきます。

4月判断では、持ち直しのテンポが緩やかになっている、としています。

上段のグラフは、新設住宅着工戸数の3か月移動平均の推移です。最近の全国的な傾向としては、資材価格や人件費の高騰で販売価格が上がっており、住宅購入を控える動きなどがみられます。このため、全国は前年を下回って推移していました。足下で動きがみられるのは、3月に法律改正前の駆け込み需要で増加し、4月以降に反動減となっているものです。熊本ではTSMCをはじめとする企業進出の増加に伴い、菊陽町や大津町を中心に賃貸マンションの需要が伸びたこともあり、概ね前年比プラスで推移していました。しかし、4月判断時にはヒアリング結果などからも貸家需要に落ち着きがみられることから、持ち直しのテンポが緩やかという表現を使用して下方修正しています。

なお、下のグラフでも直近2年間は、貸家が着工戸数の過半を占めるなど、熊本県内の住宅需要を牽引したことが分かります。

資料15ページを御覧ください。これは負債総額1,000万円以上の倒産件数（四半期ごと・3期移動平均）の推移と倒産した企業の業種別の割合を示したものです。

全国的に倒産件数は増加傾向にあり、2024年度は全国で1万件を超えました。左のグラフをみると、熊本県の直近3か月の件数は前年より減少していますが、3期の移

動平均は右肩上がりの傾向を示しています。ただし、熊本県は全国と比べて動きが緩やかに抑えられています。

業種別では、医療・福祉関連などの「サービス業」や「建設業」の倒産が多くなっています。原材料費などの増加に対して価格転嫁が十分には進んでいないことによる収益悪化が要因となっていたり、最近では人手不足による倒産も増えているとみられます。

資料 16 ページを御覧ください。熊本県商工会連合会様が調査している会員企業の倒産・廃業件数の推移です。

前のページの倒産件数は、負債総額 1,000 万円以上のみを対象にしている、中小零細企業の実態が反映されていないため、参考として添付しています。

倒産に比べて、自主廃業が多く、件数が積み上がってきていることがわかります。自主廃業の主な理由は経営者本人の高齢化や健康状態となっておりますので、今後も同じ傾向が続くと思われます。

資料 17 ページを御覧ください。ここからは熊本県における半導体関連産業の動きについてお話しします。

九州には、以前から画像センサーやパワー半導体など、産業界からのニーズが強い半導体の製造拠点や製造装置メーカーが集積していて、シリコンアイランド九州と言われてきました。半導体はスマホや家電や自動車など幅広く使われていて、製造業のコメといわれる欠かせないものです。国内で半導体を安定して供給するサプライチェーン構築の必要性から、半導体製造の世界最大手である TSMC が菊陽町に進出しました。昨年 12 月に第 1 工場が出荷を開始したほか、今年中に第 2 工場の建設着工が予定されています。また、ソニーの第 2 工場が建設中であるなど、熊本県内では半導体関連企業の集積が進む見通しとなっています。

資料 18 ページを御覧ください。九州フィナンシャルグループが公表した TSMC の進出による熊本県への経済波及効果に関する試算結果の概要です。この試算には建設予定の JASMC 第 2 工場も含まれています。

詳しい説明は省略しますが、TSMC だけでなく、進出企業を 171 社と想定して、2022 年から 31 年の 10 年間の経済波及効果は 11 兆円を超えると推計しています。内訳は、半導体関連産業の土地造成費などの投資による波及効果が 3 兆 6,577 億円、半導体関連を主とする生産での波及効果は 7 兆 5,343 億円。生産が本格稼働する 2030 年以降は、生産に関して毎年約 1.7 兆円の経済波及効果が継続すると試算されています。これにより、10 年間の県内総生産を約 5.6 兆円押し上げるとみられます。

また、主に電子部品部門への波及効果が大きいとされていますが、その他の部門、例えば職業紹介やコールセンターなどの対事業所サービスや広告業、運輸業など幅広い業種に及ぶと推計されており、ビジネスチャンスがあることが示されています。

19 ページを御覧ください。これは九州経済調査協会が九州・沖縄・山口を対象エリアとして経済波及効果を推計した結果です。

2021 年から 2030 年までの 10 年間の投資総額 6.2 兆円に対し、関連する財・サービスの生産、消費活動を含めた経済波及効果は合計 23 兆円としています。県別にみると、熊本県が過半を占め、13.3 兆円の経済波及効果が生じるという結果になっています。

この二つの試算は前提条件も異なりますが、いずれも 10 兆円規模の効果が示されています。第一工場の量産開始後の波及効果は感じられないという声もあると承知していますが、この波及効果を実現するには、インフラ整備や人材の育成・確保など様々

な課題を克服しながら、県内各地に産学官が連携した取り組みが広がることが重要だと思われます。

資料 20 ページを御覧ください。熊本県が取りまとめた県内の企業立地協定（新設・増設）の締結件数の推移です。

2023 年度まで 3 年連続で過去最高を更新しましたが、2024 年度は、25 件減の 47 件でした。しかし、半導体関連の新增設は依然として高水準であるほか、物流施設が過去最多となりました。半導体関連企業の集積や J A S M の本格稼働により物流が活発になっているとみられます。第 2 工場の着工も予定されるなか、国内外の企業立地の意欲は高いとみられ、県内で工場団地整備が進められています。

資料 21 ページを御覧ください。熊本県の人口変動をみると、死亡数が出生数を上回る「自然減」が続き、人口減少は続いています。一方、T S M C が熊本進出を表明して以降は、熊本県への転入数が転出数を上回る「社会増」となるなど、人口動態でも変化が見られています。社会増の中には台湾など外国からの転入者も含まれており、外国人向けの新たな需要が見込まれると考えられます。

資料 22 ページを御覧ください。ここからは、地域経済における動きや課題についてみていきます。

まず、物価です。上段のグラフは、熊本市の「総合」、「生鮮食品を除く総合」、「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」の指数（2020 年=100）の推移です。物価がほとんど上がらない状態が長らく続いていましたが、2022 年 2 月のウクライナ情勢を機に原油価格が急激に上がりました。これに円安や人件費の高騰など様々な要因が加わって上昇が続いており、2020 年を 100 とする指数は直近で 110 を超えています。

下段のグラフは、前年同月比の推移です。昨年のは前半はピーク時に比べて伸び率が落ちてきてきていましたが、昨年末から再び伸びが大きくなり、直近では高止まっています。

資料 23 ページを御覧ください。品目別の「指数」の動きをみてみると、身近な食料品の値上がり大きいことが分かります。食料は特に穀類、菓子類などが値上がりしているほか、魚介類や果物などが高止まりしています。熊本市の 5 月の穀類は 152.3、前年同月比で +31.9% と大幅な上昇となっています。

食料のうち、外食は上昇が続いています。

家具・家事用品はトイレットペーパーや洗濯用洗剤などの消耗品などが上昇し、高止まっている状況です。

教養娯楽サービスは宿泊料などが上昇しています。

ほかの項目と違う動きをしているのが光熱・水道です。電気・ガス代は政府の負担軽減策が講じられると、その時期は補助金によって価格の上昇が抑えられます。今年 4 月使用分から補助がなくなっているため、足下で物価押し上げに作用していますが、7 月から 9 月使用分については、再び物価高支援として夏場の軽減策が講じられる予定です。

資料 24 ページは、総合経済対策に基づく施策を記載しています。電気・ガスについては、前ページでお話ししたとおりですが、ガソリンについては当面の間、定額の価格引き下げ措置が取られています。

資料 25 ページを御覧ください。これはドル円の為替レートの推移です。

2021 年頃までは 110 円前後で推移していましたが、ウクライナ情勢を機に、アメリカのインフレ抑制を目的とした金融引き締めにより、日米の金利差が拡大して円安基

調に転じました。昨年の7月には161円台に達し、約38年ぶりの円安水準となりました。そして、日本銀行の政策金利引き上げによっていったん円安傾向に歯止めがかかり、今は140円台半ばで推移しています。

日本はエネルギー資源や資材、食材などの大部分を輸入に頼っているため、円高には輸入価格が下落するというメリットがあります。一方で、輸出企業の業績悪化や、インバウンド需要の減退などのデメリットがあります。最近では円高によってインバウンドの高額消費が抑えられているという声も聞かれています。

資料26ページを御覧ください。昨年からの動きとして、金利引き上げがあります。

2016年2月にマイナス金利政策が導入され、ゼロ金利・マイナス金利が続きましたが、2024年3月にマイナス金利が解除され、同年7月に0.25%に引き上げられ、さらに今年1月に0.5%に引き上げられました。これにより、民間の金融機関の預金金利が引き上げられ、貸出金利も引き上げられています。金利引き上げの影響として、個人の住宅ローンや企業の借入れの金利負担の増加が見込まれます。

資料27ページを御覧ください。雇用情勢のなかで「人手不足」が高いままになっていると説明しましたが、人手不足の要因の一つに、少子高齢化を背景とした人口減少があります。

左のグラフは熊本県の人口推移を表したものです。緑線の生産年齢人口の減少が大きく、人手不足の一因となっています。

また、地方の人口減少は、単に少子化ということだけではなく、東京などの大都市圏への人材の流出、人口の偏在という問題も含まれています。東京では出生率は低いものの、人口は維持される見通しです。魅力ある雇用の場を作ることで、若年層に選ばれる地域になることが重要になると思われます。

資料28ページを御覧ください。人手不足の別の要因として、「求人側」と「就職者側」のミスマッチという問題があります。

職種別の有効求人倍率をみると、一番右側の事務職については求職者が求人よりも多くなっており、有効求人倍率は0.41倍にとどまっています。一方、1番左の建築・土木技術者等や左から3番目の介護サービスは、圧倒的に求人数が求職者数を上回っており、技術職などのスキルをもった人材の確保が難しい状況にあるということが分かります。

下欄の特徴的な動きに記載していますが、建設業では、「若手の有資格者を採用したいが、様々な手段を使って募集しても応募がない状況」という声が聞かれています。一方、製造業では、時給を上げたことで派遣が集まるようになり、人手不足感が解消された、という声も聞かれていますので、賃上げは人材確保の重要な要素であるといえます。

資料29ページを御覧ください。連合熊本が公表した2025春闘の第4回（最終）集計結果です。

2023年は29年振りに3%を超える賃上げ、昨年は4%を超える賃上げとなり、今年は平均賃上げ額13,515円の増加で賃上げ率は4.93%と昨年を上回る高い水準となっています。規模別にみると、組合員300人以上の大手組合は14,115円（4.77%）、組合員300人未満の中小組合では12,380円（5.18%）となっています。これまでの賃上げの流れが中小企業にも波及しているように見受けられます。

資料30ページを御覧ください。厚生労働省の調査結果（毎勤統計）によれば、基本給に各種手当（残業代等）などを加えた現金給与総額（名目賃金）は、2022年以降、

前年を上回って推移しており、賃上げの効果とみられます。一方、名目賃金から物価変動分を除いた実質賃金は、夏や冬の一時金が支給される時期を除いて前年を下回っており、物価高騰に賃金の上昇が追い付いていない状況が続いています。

冒頭にお話しした月例経済報告においても、雇用・所得環境の改善が景気回復を下支えすると期待される、とされているほか、6月に示された骨太の方針の原案でも今後5年間で実質賃金を年1%程度上昇させることとされており、持続的な景気回復には、賃上げと物価の安定の実現が重要であることが示されています。一方で、賃上げのためには賃上げの原資を確保する必要がありますが、価格転嫁が十分には進んでいない現状もみられていますので、今後も生産性の向上や価格転嫁のための粘り強い価格交渉が求められると思われま

す。資料31ページからは、当局が4月に管内4県の企業に対して行った調査結果を参考資料として添付しております。足下の賃上げ動向と持続的な賃金上昇に向けた地域企業の取組に関するものですが、本日は説明を省略させていただきます。

御清聴ありがとうございました。

会長

秋月課長、詳細な御説明、どうもありがとうございました。  
御説明いただきました内容につきまして何か御質問などございますか。

(委員全員なし)

会長

ないようでしたら、私から1点よろしいでしょうか。

TSMCの波及効果というのは、この審議会でも議論になるところでございまして、非常に大きな経済効果が見込まれるといった数値等をお示しいただいていますが、実績としてどうなのかというところが見えてこないところです。

今日の御説明の中でも資料の17ページ以降で、累計10年間の経済波及効果ということでかなり大きな額が出ておりますが、これまでの現状としてどの程度というようなデータ等はございますか。

秋月経済課長

それを示す実績値というのは、例えば熊本県の総生産額というのは遅れて出ますので、現時点でその数値は持ち合わせておりません。一方で、先ほど住宅等でお話ししましたとおり、住宅の着工戸数が伸びておりますので、関連業者への波及はあるだろうと思われま

会長

ありがとうございます。

他に如何でしょうか。よろしいですか。

それでは、何かありましたら事務局を通して伺いすることもありますが、どうぞよろしくお願

本日はお忙しい中どうもありがとうございました。

秋月経済課長

ありがとうございました。

会長

それでは、秋月課長様におかれましてはここで御退席ということでございます。  
ありがとうございました。

続きまして、公正取引委員会事務総局九州事務所下請課、柏木課長様から御説明をお願いします。資料につきましては資料3を御確認ください。

それでは、柏木課長よろしく申し上げます。

柏木課長

改めまして、本日はお招きいただきまして誠にありがとうございます。また、日頃から当委員会の業務に関しまして多大な御理解、御協力を賜りまして誠にありがとうございます。この場をお借りいたしましてお礼申し上げます。

それでは、お手元の資料3を御覧ください。私からは適正な価格転嫁の実現に向けた公正取引委員会の取組ということで、当委員会の価格転嫁対策に対する取組みについて御説明いたします。

資料の2ページを御覧ください。価格転嫁に関する令和6年度の特別調査に至るまでの公正取引委員会の取組などの経緯をお示ししたものになります。

公正取引委員会では、中小企業等が労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できるようにするため、政府横断的な取組としてまとめられた「転嫁円滑化施策パッケージ」に基づき、各種の対応を採ってきました。

その一つとして、独占禁止法の考え方を示した「独占禁止法Q&A」において、据え置き型の買いたたきについて、

- ① 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
- ② 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと

は、優越的地位の濫用として問題となるおそれがあるとの考え方を示しています。

また、令和5年11月には、内閣官房と公正取引委員会との連名で、労務費の転嫁に係る価格交渉において、発注者と受注者の採るべき行動・求められる行動についてまとめた「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」、いわゆる労務費指針を策定・公表しました。

このような経緯を経て、公正取引委員会では、令和6年5月から労務費指針の取組状況のフォローアップ等を目的とした令和6年度の特別調査を行い、業界ごとの労務費の価格転嫁等の実態の把握を進め、その調査結果を同年12月に公表しました。

資料3ページからは令和6年度の特別調査の概要をお示ししたものになります。

令和6年度の特別調査においては、11万名に対する書面調査やそれに伴う立入調査、令和5年度の特別調査において注意喚起を行っていた事業者に対するフォローアップ調査を行いました。

その結果、労務費指針に沿った行動をしていなかった9,388名に対し、注意喚起文書を送付しました。このうち、注意喚起を行った九州地区の事業者は679名になります。また、据え置き型の買ったたきの考え方を示した独占禁止法Q&Aに該当する行為が認められた6,510名に対し、注記喚起文書を送付しました。このうち、注意喚起を行った九州地区の事業者は463名になります。

特別調査においては、労務費指針のフォローアップも行っており、その結果によれば、資料4ページの左に円グラフで示しておりますように、労務費指針の認知度は全国平均で48.8%と半分程度にとどまっており、熊本県では平均を下回る42.8%となっていますので、さらに周知に努めなければならないと考えています。

しかし、他方で、資料4ページの右に棒グラフで示しておりますように、労務費指針を知っている事業者の方が、知らない事業者よりも取引価格の引上げをより実現できていることが確認されておりますので、公正取引委員会としては、引き続き労務費指針の周知・徹底に取り組んでまいりたいと考えています。

サプライチェーン全体における労務費の価格転嫁の状況に目を向けますと、サプライチェーンの各取引段階における転嫁率の状況を示したものが資料5ページの右下の表になります。転嫁率とは、受注者が価格転嫁を要請した場合に、要請した額に対してどの程度取引価格が引き上げられたかを示したものです。これによれば、各取引段階の転嫁率が前年度の調査と比較して上昇し、各取引段階とも価格転嫁が進展していることが分かります。

しかしながら、取引段階が一次受注者から二次受注者、そして三次受注者へと取引段階を遡るほど、労務費の転嫁率は低くなり、価格転嫁が十分に進んでいないという結果が出ていますので、適切な価格転嫁をサプライチェーン全体で定着させていく必要があります。

資料6ページは、先ほど、令和6年度の特別調査において、労務費指針に沿った行動をしていなかった9,388名に対し、注記喚起文書を送付したと御説明しましたが、その業種別の内訳になります。説明は割愛いたしますが、参考までに御確認いただければと思います。

資料7ページは、同様に、令和6年度の特別調査において、据え置き型の買ったたきの考え方を示した独占禁止法Q&Aに該当する行為が認められ、注意喚起文書を送付した6,510名の業種別の内訳です。参考までに御確認いただければと思います。

資料8ページと9ページは、労務費指針の内容をお示ししたのになります。

労務費指針では、発注者と受注者が採るべき行動、求められる行動を12の行動指針として取りまとめています。資料8ページは、このうち発注者として採るべき行動、求められる行動をまとめており、6つの行動指針で示されています。

時間との兼ね合いもありますのでかいつまんで御説明しますと、「行動①」は「本社・経営トップの関与」についてでして、発注者の経営トップが、たとえ短期的にはコスト増となったとしても、労務費の上昇分の取引価格への転嫁を受け入れていく具体的な取組方針や施策について意思決定し、社内の価格交渉の担当者や、取引先である受注者に対し、書面等の形に残る方法で方針を示す、といった経営トップのコミットメントが求められます。

「行動③」の「説明・資料を求める場合は公表資料とすること」については、労務費の上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、関係者がその決定プロセスに関与し、経済の実態が反映されていると考えられる公表資料、具体的には、都道府県別の最低賃金やその上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料に基づくものとし、受注者がこれを用いて提示する価格については、合理的な根拠があるものとして尊重すべきというものです。最低賃金や春季労使交渉の妥結額等については、経済の実態が反映されていると考えられるものですので、発注者が受注者にエビデンスを求めるのであれば、そのようなものとすべきで、仮に受注者がそのようなものを用いて要請額を設定した場合は、それを尊重すべきと考えております。

資料9 ページでは、受注者として採るべき行動、求められる行動として4つの行動指針、発注者・受注者双方が採るべき行動、求められる行動として2つの行動指針を示しています。

このうち、受注者として採るべき行動の「行動②」として示していますように、受注者側においても、価格交渉において使用する労務費の上昇傾向を示す根拠資料としては、経済の実態が反映されていると考えられる都道府県別の最低賃金やその上昇率、春季労使交渉の妥結額などの公表資料を用いることが有効であるということを示しています。

また、発注者・受注者双方が採るべき行動の「行動②」として示していますように、発注者と受注者の双方が、協議内容を記録し保管することは、お互いの認識のズレを解消し、トラブルの未然防止に役立つ有効な手段となります。価格交渉は一朝一夕にはいかない問題であると思われまますので、協議の積み重ねが重要であり、言った言わないで過去の交渉結果が反故にならないように、双方で記録を残し、それを保管しておくことが重要になります。

先ほど御説明したとおり、労務費指針の認知度は全国平均で48.8%と半分程度にとどまっていることから、公正取引委員会としては、更なる周知に努めなければならないと考えており、様々な方法で広報活動に取り組んでいます。資料10 ページは、その内容をお示ししたものになります。

その中でも、最近「出張！トリテキ会議」と称するプッシュ型の広報・広聴活動に積極的に取り組んでいます。「トリテキ」とは取引適正化の略称であり、つまりは、中小事業者団体等から引き合いがあれば、当方から出張し、取引適正化のために労務費指針や改正下請法について説明させていただく機会を持つようにしているということです。

このように、積極的な広報活動に努め、中小事業者における価格転嫁の下支えとなるように労務費指針の更なる周知に努めてまいります。

資料11 ページからは、下請法の改正法に関して説明した資料になります。

現行下請法は、正式名称を「下請代金支払遅延等防止法」といい、独占禁止法の補完法として制定され、下請取引の公正化と下請事業者の利益保護を目的とした法律になります。

改正法においては、正式名称が「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」となる予定であり、これは、発注者と受注者の対等な関係の推進を目指す上で、「下請」という表現は従属的なイメージを持たせるとの意見があり、世間一般では、「協力会社」や「パートナー企業」という呼称が用いられている実態があることから、「親事業者」を「委託事業者」に、「下請事業者」

を「中小受託事業者」に改め、法律の名称においても「下請」という表現が用いられておりません。改正法の略称は「中小受託取引適正化法」となり、実務においては、「取適法」という通称が用いられることが想定されています。

資料 11 ページは、下請法の概要を示したものになります。

下請法では、製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託という、4種類の委託取引が適用対象となる取引として定められています。また、下請法で禁止している行為は、独占禁止法で禁止している不公正な取引方法の一つである優越的地位の濫用に該当する行為ですが、下請事業者の利益を迅速に確保する観点から、優越的地位にあるかどうかといった点について資本金を用いて形式的に判断することになっています。

製造委託及び修理委託のほか、情報成果物作成委託と役務提供委託の一部、具体的には、情報成果物作成委託のうちプログラムの作成、役務提供委託のうち運送、物品の倉庫保管及び情報処理については、資料 11 ページの「②資本金区分」に青色で図示している「3億円基準」によって適用を判断することとなっています。具体的には、資本金が3億円を超える事業者が3億円以下の事業者又は個人事業者に委託する場合に、資本金が3億円を超える事業者を親事業者、資本金が3億円以下の事業者又は個人事業者を下請事業者として、また、資本金が1,000万円を超える事業者が1,000万円以下の事業者又は個人事業者に委託する場合に、資本金が1,000万円を超える事業者を親事業者、資本金が1,000万円以下の事業者又は個人事業者を下請事業者として、親事業者に一定の義務や禁止行為を課すという規定になっています。

また、今御説明した一部の取引を除く情報成果物作成委託及び役務提供委託については、資料 11 ページの「②資本金区分」に緑色で図示している「5,000万円基準」によって適用を判断することとなっています。3億円基準における3億円を5,000万円に置き換える形で、資本金5,000万円と1,000万円を基準として、それら基準を跨ぐ資本金の関係にある事業者をそれぞれ親事業者及び下請事業者と定義し、親事業者に一定の義務や禁止行為を課すという規定になっています。

資料 12 ページは、下請法の改正に至る経緯を示したものになります。

近年の急激な労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を受け、「物価上昇を上回る賃上げ」を実現するためには、事業者において賃上げの原資の確保が必要であり、中小事業者が賃上げの原資を確保するためには、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を図っていくことが重要であるところ、中小事業者の利益を保護することを目的とした下請法について、主要な改正を行った平成15年から約20年ぶりの改正を行うことになったものです。

下請法の改正法、つまり「取適法」は、令和7年5月16日に通常国会において可決・成立しており、施行日は令和8年1月1日となっています。運用基準等の下位法令については、令和7年7月中にパブリックコメントに付すことが予定されており、同年10月頃の制定を目途に準備が進められています。

資料 13 ページは、取適法において規制内容が追加される「協議を適切に行わない代金額の決定の禁止」の内容を示したものでして、コスト上昇局面において適切な価格転嫁が行われる取引環境を整備するため、代金に関する協議に応じない、必要な説明・情報提供をしないことによる、一方的な代金額の決定を禁止する規制が追加されます。

現行下請法の買いたたきの規制では、法の適用において「通常支払われる対価に比し著しく低い」とされる価格要件が必要であり、資料 13 ページの左下の図で示している引下げ型の買いたたきの事例の場合でいえば、運用上、従前の対価 100 円を「通常支払われる対価」とし、引下げ後の対価 50 円と比較して「著しく低い」対価となっているかどうかということ判断することとなります。

取適法で追加される新たな規制は、協議を適切に行わないという交渉プロセスに着目して規制するものであり、中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、委託事業者が必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定して、中小受託事業者の利益を不当に害する行為を禁止するというものです。資料 13 ページの右下の図で示しているように、従前の対価から引き下げられていないケースであっても、実質的な協議が行われていないのであれば違反になるということです。これにより、価格交渉が行われるべき状況において、一方的な価格決定により自由かつ自主的な判断が阻害されることを防止し、実質的な協議が確保されるようになることを期待しています。

資料 14 ページは、取適法において規制内容が追加される「手形払等の禁止」の内容を示したものでして、発注者の資金繰りの負担を受注者に負わせることを防止するため、取適法の対象取引において、代金の支払方法として紙の手形を禁止し、電子記録債権やファクタリングについても、支払期日までに代金相当額を得ることが困難なものは禁止されます。

現行下請法においても、親事業者は、支払期日を受領日から起算して 60 日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定めなければならないとされていますが、支払期日に手形払をする場合、現在は最長 60 日までの手形払が認められていることから、下請事業者が割引料を支払うことなく満額の代金を得ようとすれば、支払期日からさらに 60 日間待たなければならないこととなります。このように、紙の手形は、代金支払の繰り延べ効果を持つとともに、現金化には割引料が必要であり、紛失のリスクや管理コスト等の負担が下請事業者に生じるものとなっています。また、政府の成長戦略実行計画において、手形の廃止に向けた取組がされており、主要な都市銀行では、令和 8 年 3 月までに決済サービスが終了する見込みとなっています。

このような状況を踏まえ、取適法では、代金の支払手段として手形払を禁止することとなりました。また、同じく代金支払の繰り延べ効果を持つ電子記録債権やファクタリングについても、支払期日までに代金に相当する額を得ることができないものは認められないこととなります。

資料 15 ページは、取適法において規制対象が追加される「特定運送委託」の内容を示したものになります。

現行下請法では、役務提供委託については再委託の部分が対象となり、資料 15 ページの下部に示した図でいえば、発荷主から運送の委託を受けた元請運送事業者による二次の運送事業者に対する再委託取引が下請法の適用対象となります。発荷主と元請運送事業者間の運送の委託については、自家使用役務の委託取引とされ、現行下請法の適用対象とはならないことから、現状は独占禁止法に基づく「物流特殊指定」によって対応することとされています。

取適法では、物流分野の取引適正化を図るため、発荷主と元請運送事業者の取引を「特定運送委託」として規制の対象とし、取適法において機動的に対応できるようにします。

資料 16 ページは、取適法において規制対象が追加される「従業員基準の追加」の内容を示したものになります。

先ほど御説明したとおり、現行下請法では、資本金額によって適用を判断することとされていますが、近年、資本金額を減額する事業者が増加しており、資本金額に比して従業員数の規模が大きい事業者も多数確認されています。ひどいケースでは、法の適用を逃れるため、受注者に増資を求める発注者が存在することも確認されています。

そこで、「下請法逃れ」を防ぐため、通常、従業員数は事業規模に比例して大きくなるという実態に照らして、取適法では、事業規模の相違に着目した指標として、「資本金の額」に加えて、新たに「従業員の数」を判断基準とすることになりました。

「資本金の額」又は「従業員の数」のいずれかを満たせば取適法の適用を受けるということであり、現行下請法の概要のパートで説明した「3 億円基準」においては従業員の数は 300 人、「5,000 万円基準」においては従業員の数は 100 人を基準として、それら基準を跨ぐ従業員の数の関係にある事業者をそれぞれ親事業者、つまり取適法における委託事業者と下請事業者、つまり取適法における中小受託事業者と定義し、委託事業者に一定の義務や禁止行為を課すという規定になっています。例えば、製造委託の場合に、資本金の額が 8,000 万円と 2,000 万円の事業者間の取引では適用がありませんが、資本金 8,000 万円の事業者の従業員の数が 300 人を超え、資本金 2,000 万円の事業者の従業員の数が 300 人以下であれば適用を受けるということになります。

資料 17 ページは、下請法の「面的な執行」を強化するため、事業所管省庁の主務大臣に対し、指導・助言権限を付与することとしている内容について示したものになります。

下請法は、公正取引委員会と中小企業庁、地方でいえば経済産業局において共管している法律であり、従来から事業所管省庁とも連携しながら法執行に当たってきているものですが、取適法では、面的な執行の強化のため、さらに一步踏み込んで、事業所管省庁の主務大臣にも取適法の執行に関し必要があると認めるときは、指導及び助言をすることができる旨を規定することになったものです。

また、下請法においては、禁止行為の一つとして「報復措置の禁止」を規定しており、親事業者の違反行為を公正取引委員会や中小企業庁に知らせたことを理由に、その下請事業者に対して不利益な取扱いをする行為を禁止しています。現行法では、公正取引委員会及び中小企業庁を申告先とする場合にこの規定の適用があるとされていますが、取適法では、公正取引委員会及び中小企業庁に加え、事業所管省庁の主務大臣を報復措置の禁止の申告先に追加することとしています。

事業所管省庁とは、業法を所管する省庁に限らず、業法がない場合であってもその分野を所管している省庁が広く事業所管省庁に該当することとされています。

資料 18 ページは、「親事業者」を「委託事業者」と、「下請事業者」を「中小受託事業者」などと用語を改めることにした内容について説明したものであり、法律名から「下請」という用語が取り除かれることになったことは既にお話ししましたので、説明は割愛させていただきます。

資料 19 ページは、その他の改正事項についてお示したものになります。

この中で一点言及させていただくとすれば、下請法では、親事業者には、遅延利息の支払義務が課されており、支払遅延、つまり代金を支払期日までに支払わなかったときは、受領日から 60 日を経過した日、つまり 61 日目から支払をする日までの期間

について、年率 14.6%の遅延利息を支払わなければいけないことになっています。取適法では、遅延利息の対象に「減額」を追加し、代金の支払遅延の場合と同様に遅延利息を支払わなければいけないこととなります。減額は、下請事業者に責任がないのに、発注時に決定した代金の額を発注後に減じることであり、代金を差し引く名目、方法、金額の多少、下請事業者との合意の有無は問わないこととなっています。

以上が私からの説明になります。公正取引委員会としては、サプライチェーン全体での適正な価格転嫁の実現に向けて、労務費指針の更なる周知、下請法ないし施行後の取適法の厳正な執行に努めてまいります。

会長

柏木課長ありがとうございました。三次受注者まで含めた全体への適正な価格転嫁の実現への方向性というのが強く打ち出されているなというふうに印象づきました。ありがとうございます。

皆様の方から、今の御説明の内容につきまして、何か御質問などございますでしょうか。

はい、齊藤委員どうぞ。

齊藤委員

齊藤と申します。御説明ありがとうございました。

資料4 ページの左側の認知度の円グラフ、「知っていた者」は熊本県では 42.8%という御説明でしたが、右側の「労務費の上昇を理由として取引価格の上げが行われた割合」の労務費指針を「知っていた者」については 51.8%とありますが、熊本県における割合はどの程度だったのでしょうか。

柏木課長

御質問の割合については、県別のデータは従来から公開しておらず、申し訳ありませんが、お答えできるデータを持ち合わせていません。

齊藤委員

ありがとうございました。

会長

他に御質問如何でしょうか。

浦田委員どうぞ。

浦田委員

商工会連合会の浦田と申します。公正取引委員会の取組みによってかなり価格転嫁が進んできていることが伺えると思いますので、今後にも非常に期待しております。

資料5 ページで「コスト別の転嫁率」がございまして。労務費、原材料価格、エネルギーコストのいずれも 6 割強の価格転嫁が進んできたことと示されていますが、中小企業庁等の統計からすると、いささか高い気がするのですが、この辺は御説明ございますか。

柏木課長

御指摘のデータについては、資料5ページの「(注2)」において、「この転嫁率は、受注者が価格転嫁を要請した場合に、要請した額に対してどの程度取引価格が引き上げられたかを示すものであるが、その要請額は、実際の労務費の上昇分の満額ではなく、上昇分のうち受注者が発注者に受け入れられると考える額に抑えられている可能性があることに留意する必要がある。」と注釈しているように、実際の転嫁率よりも数値としては高く反映されている可能性があります。

浦田委員

中小企業庁の統計を見ると、価格転嫁が4割以下というような、価格転嫁が必要なところの半分くらいを占めているかなというような状況でしたので、私どもの小規模事業者様も4割程度という数字が出ていますので御確認させていただきました。  
ありがとうございました。

会長

ありがとうございます。他に如何でしょうか。  
諏佐委員どうぞ。

諏佐委員

通称「取適法」では、協議を適切に行わない一方的な代金の決定について新たに規制が追加されるということですが、労務費指針のところで説明があったように、価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者の双方で保管することは更に重要になるという理解でよいでしょうか。

柏木課長

御指摘のとおりであり、取適法の適用を受ける委託事業者の立場からしても、一方的に代金を決定しておらず、適切な協議が行われたことを示すために、そのエビデンスとして価格交渉の記録を作成・保管しておくことは重要であると考えられます。

諏佐委員

ありがとうございました。

会長

ありがとうございます。他に如何でしょうか。  
齊藤委員どうぞ。

齊藤委員

資料9ページの「労務費指針に掲載されている公表資料」で「春季労使交渉の妥結額やその上昇率」とありますが、私ども連合で春季労使交渉の集計結果を取りまとめた資料を公開しているのですが、このような資料も公表資料として労務費転嫁の価格交渉において活用することは可能でしょうか。

柏木課長

もちろん価格交渉の場で経済実態を反映した公表資料として活用していただけるものと考えられます。

齊藤委員

ありがとうございます。

会長

はい、原山委員どうぞ。

原山委員

原山と申します。

資料8ページの指針のところで、行動⑤に「要請があれば協議のテーブルにつくこと」とありますけれども、取引価格の引上げを求めて協議のテーブルについたうえで、合意に至らずに従来の取引先との取引を取りやめ、取引先を変更した場合は違反となるのでしょうか。

柏木課長

事業者には取引先選択の自由があることから、取引先を変更した行為のみをもって違反となるわけではないが、下請法上違法な行為を行い、その行為に従わないことを理由に取引を切るなどした場合には、その行為が問題となる可能性はあり、ケースバイケースで判断することとなると思います。

原山委員

ありがとうございました。

会長

皆様よろしいでしょうか。

今年度、初めて公正取引委員会の方に参考人として来ていただきまして、詳細な運用を含めまして、賃金引上げの原資を確保するという意味で価格転嫁が非常に重要です。皆さんから積極的に御質問がございました。

今後も御質問等があれば事務局を通して御質問させていただくことがあるかと思いますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

柏木課長様におかれましては、お忙しい中福岡から御足労くださりまして、本日は最後までお付き合いいただけるということでございますので、引き続きよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

柏木課長

御清聴ありがとうございました。

会長

それでは続きまして議題5の「熊本県特定最低賃金改正の申出について」です。

「特定最低賃金の改正申出について」は、本年度も、3業種の労働団体から、労働協約ケースによる申出書が提出されていますので、事務局から御説明をお願いします。

室長

それでは、熊本県特定最低賃金の改正申出の状況について説明いたします。資料につきましては資料4-1から4-3と資料5を御確認ください。

令和7年2月27日付けで熊本労働局長に対して3業種の関係労働団体より、改正を求めるとの意向表明がなされ、6月26日(木)にそれぞれ改正の申出が行われました。

資料4-1が熊本県百貨店、総合スーパー最低賃金の申出書です。

資料4-2が熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信器械器具製造業最低賃金の申出書です。

資料4-3が熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金の申出書です。

いずれも労働協約ケースの申出になります。要件につきましては基幹的労働者の概ね3分の1以上の者が適用を受ける労働協約で、その労働組合又は使用者の全部の合意による申出であることとなっています。

定量的要件につきましては資料5を御確認ください。

熊本県百貨店、総合スーパー最低賃金につきましては46.26%、熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信器械器具製造業最低賃金につきましては30.03%、熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金につきましては63.74%、となっており、審査の結果いずれも概ね1/3以上の定量的要件を満たしていると判断しております。

事務局からは以上です。

会長

ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、何か御質問、御意見等ございますでしょうか。

よろしいですか。それでは次の議題に移って参りたいと思います。

議題の6番目「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無の諮問について」です。先ほど事務局から御説明がありました特定最低賃金の改正申出を踏まえ、本日、この改正決定の必要性の有無について熊本労働局長より諮問を行うとお伺いしております。

局長お願いいたします。

局長

それでは3業種の熊本県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無につきまして諮問させていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

(局長より会長へ諮問文手交)

会長

ただ今、局長から諮問を受け取りました。事務局は「諮問文」の写しを、委員の皆様方の御手元にお配りください。

よろしいですか、それでは事務局は諮問文の朗読をお願いします。

室長

朗読します。

熊本地方最低賃金審議会  
会長 倉田 賀世 殿

熊本労働局長  
金谷 雅也

熊本県特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき、下記の特定（産業別）最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

記

- 1 熊本県百貨店、総合スーパー最低賃金（平成20年熊本労働局最低賃金公示第2号）  
申出年月日 令和7年6月26日  
申出代表者 UAゼンセン熊本県支部  
支部長 西 広継
- 2 熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年熊本労働局最低賃金公示第3号）  
申出年月日 令和7年6月26日  
申出代表者 全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会 熊本地方協議会  
議長 小材 和博
- 3 熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金（平成20年熊本労働局最低賃金公示第4号）  
申出年月日 令和7年6月26日  
申出代表者 自動車総連 熊本地方協議会  
議長 黒木 浩太

以上です。

会長

ありがとうございました。

浦田委員

会長すいません。よろしいですか。

会長

浦田委員どうぞ。

浦田委員

すいません。根幹のところですのでお尋ねさせていただきます。

先程、定量的要件のところでは適用労働者の割合、概ね1/3とありましたけれども、今回の場合「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」につきましては30.03%という数字になっています。この点に対する解釈を労働局側から御説明いただければと思います。

会長

お願いいたします。

室長

御説明いたします。最低賃金決定要覧の216ページを御確認ください。

一番上、ロの(イ)になりますが、概ね1/3以上という要件につきましては、この中央最低賃金審議会の昭和61年2月14日答申により決定されているもので、法律により規定されている要件ではなく、また「概ね」については、例えば「何割以上だと概ねという」といった行政解釈があるものではございません。

今回の「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」の割合がこのような割合になった背景には、半導体関係の労働者数が急激に増加していること状況がございます。特定(産業別)最低賃金は労使の申出を基に改正するものであり、今回、労使の協約に基づき改正の意向を申し出たものであるため、労働局としては概ね1/3として、要件を満たしているとは判断させていただいたものです。

浦田委員

はい、しっかり議論してあれば結構でございます。  
会長すいません。ありがとうございました。

会長

重要なところですので、御確認いただきましてありがとうございました。

事務局より御説明がありましたとおり、法令上あるいは施行規則等に定量的要件につきましては明確に定まっておりませんが、中央最低賃金審議会の答申により概ね1/3と示されておりまして、これに基づいて、本年度の特例的な状況も勘案して御判断いただいたということでございます。

基本的には特定(産業別)最低賃金は労使のイニシアティブにより設定されておりますので、この場で皆様に御確認いただきましたということで御承諾いただけますでしょうか。

ありがとうございます。

それでは7番目の議題の「運営小委員会について」でございます。ただいま、局長から諮問文を受け取りまして、御確認いただきましたので、熊本地方最低賃金審議会運営規程第3条に基づきまして、特定最低賃金改正決定の必要性の有無について審議を行うために、運営小委員会を設置したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(全員異議なし)

会長

それでは、運営小委員会を設置することといたします。

「熊本地方最低賃金審議会運営小委員会運営要領」の第3条第1号に基づきまして、運営小委員会は公益委員は5名全員、労働者側、使用者側の委員につきましては、3名ずつ選出することになっております。また、同条第2号では「委員は、審議会委員のうちから、審議会において選出する」となっておりますので、労側使側から3名ずつ選出をお願いできればと思います。

それでは、労働者側の山本委員からお願いいたします。

山本委員

はい、齊藤委員、西委員、山本の3名でお願いします。

会長

ありがとうございます。

それでは使側の岩永委員、お願いいたします。

岩永委員

はい、原山委員、浦田委員、岩永でお願いします。

会長

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、労側使側3名ずつ御選出いただきましたので、選出された委員の皆様にはよろしくお願いいたします。運営小委員会の開催につきましては改めて御案内いたしますのでよろしくお願いいたします。

それでは最後の議題に入ります。議題の8番目「その他」となっておりますが、事務局から何かございますでしょうか。

室長

はい、本日お配りしております資料6-1と6-2について簡単に触れさせていただきたいと思っております。令和7年6月27日付けで発出された通達「労働基準行政における当面の賃金引上げにかかる対策について」になります。

資料6-1の新旧対照表にて変更されている箇所を説明しますと、1枚捲っていただいて、下線が引いてございますが、先ほど公正取引委員会の柏木課長からも御説明がございましたが「労務費等の価格転嫁の必要性を中小企業・小規模事業者間の取引を含めてサプライチェーンの深い層の経営者にまで浸透させるため、新たに、労働基準監督署（全国で321か所）が、企業への監督指導等の機会を捉え、労務費転嫁指針の活用や公正取引委員会・中小企業庁等の窓口の活用も含め、中小企業・小規模事業者の賃上げの原資の確保に向けた働きかけを実施する」という点、次のページをめぐっていただいて、2の（2）中小企業・小規模事業者に対しては、賃金引上げに向けた生産性向上等への的確な支援が重要であるとして、様々なリーフレットがある中で、新設されたのが別紙5と、次のページに（3）に記載されています別紙8になります。

資料6-2を御覧ください。こちらが令和7年6月27日付けで発出された通達になります。2枚捲っていただき、定期監督等を実施した際に手交・活用する要請書・リ

ーフレットの一覧でございます。こちらで、各労働基準監督署が事業場を訪問した際に手交するもの、活用するものを明確化しております。この一覧で2つのリーフレットが新設されております。御説明しますと、まず別紙5リーフレットの「賃金上げの支援策」ですが、6枚捲ってください。

「賃金上げの支援策」ということで、こちらが厚生労働省の取組みを一つにまとめたものになります。内容を見ますと、助成金ごとに活用例や、活用のポイントが記載されております。

2つ目のリーフレットが、3枚捲ってください。別紙8リーフレットの「ここから始める価格交渉」です。1枚捲っていただくと、価格交渉のポイントということで、真ん中あたりに「よろず支援拠点」や「下請かけこみ寺」、「公正取引委員会の窓口」等の二次元コードが掲載されています。

続きまして、参考資料①の熊本地方最低賃金審議会委員名簿です。先日行いました、第1回熊本地方最低賃金審議会では会長及び会長代理を選出していただきましたので、名簿に記載しております。参考資料②は目安審議及び地域別最低賃金審議会の流れを添付しております。

次に、中央最低賃金審議会の今後の開催日程についてですが、7月22日（火）と7月24日（木）と7月29日（火）の開催予定とされていますが、日程は調整中であるため、中央最低賃金審議会から目安が答申されるのは7月下旬から8月上旬頃になる可能性もございますので、御承知おきください。

事務局からは以上です。

会長

ありがとうございました。

今、事務局から御説明がございましたが、時間の制約もございますので、資料について御質問等ございましたら、改めまして事務局へお問い合わせをいただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、以上で予定しておりました議題が全て終了いたしました。委員の皆様から何か御意見等ございますでしょうか。

(意見なし)

会長

よろしいですか。

それでは、本日の議事録及び資料の公開についてですが、議事録及び資料を公開ということでよろしいでしょうか。

(全員異議なし)

会長

ありがとうございます。

それでは議事録、資料共に公開とさせていただきます。

最後に事務局から次回の審議日程等について御説明をお願いします。

室長

次回の審議会の開催日程について御説明いたします。

次回は目安額の伝達を予定しておりますが、先程、中央最低賃金審議会の日程を御説明しましたとおり、まだ調整中ということでございますので、改めて御連絡させていただきます。

事務局からは以上です。

会長

ということで、お忙しいと思いますが、どうぞよろしく願いいたします。

以上で、本日の審議を終了いたします。お忙しい中審議に御出席いただきましてありがとうございました。

柏木課長には最後までお付き合いくださりましてありがとうございました。

お疲れ様でございました。